

公益社団法人大阪社会福祉士会 慶弔に関する取扱い要綱

第1条 この要綱は、公益社団法人大阪社会福祉士会の役員、委員等の慶弔に関する取扱いを定めるものとする。

第2条 この要綱において、役員、委員等とは次の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 相談役及び顧問

第3条 慶弔の範囲は、次のとおりとする。

種別	内容	電報	楯	弔慰金
結婚	本人結婚	祝辞電報		
死亡	本人死亡	弔意電報	○	10,000円
	配偶者死亡	○	○	5,000円
	実父母	○	○	5,000円
病气見舞	本人病气療養（同一疾病2週間以上）			5,000円

楯については、供花に変えることができる。（楯料2,000円を超える場合、弔慰金を含む）

第4条 この要綱は、事務局職員に準用する。嘱託職員等についても一部準用することができる。

第5条 この要綱に定めのない事項に関しては、会長が定める。

第6条 この要綱の改廃は、理事会の承認を経なければいけない。

附 則

1. この要綱は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会慶弔に関する取扱い要綱（2006年6月20日制定）は、廃止する。